

## 令和4年度第2回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和4年7月13日（水）午後1時15分開会（午後2時47分終了）
場 所	小平市中央公民館2階 学習室4
出席者	会長及び委員15名、計16名（欠席者1名）
議 題	1 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項） 2 その他
傍聴者	1名

### [主な質疑等]

#### 議題1 小平市国民健康保険条例の一部改正について（諮問事項）

##### （1） 出産育児一時金の増額について

委 員 : 出産育児一時金を4万円上乗せする際の財源はどうするのか。また、何名分の予算を見込んでいるのか。

事務局 : 上乗せ分については、国民健康保険税の前年度繰越分を財源に支給する。出産育児一時金の令和3年度支給実績が100件であったことから、令和5年1月1日以降の支給は25件と見込んでいる。

委 員 : 東京都と26市の出産費用の平均は。

事務局 : 東京都の出産費用の平均は、令和元年度で53万6,884円であり、全国平均で最も高く、最も低い鳥取県は34万1,385円となっている。他市の状況は把握していない。

委 員 : 出産育児一時金を46万円に上げたとしても、東京都の出産費用の平均と乖離があるが、市民から要望はないのか。

事務局 : 出産育児一時金の42万円で出産費用を賄っている割合は、全国平均で7%程度であり、実際の費用との間に乖離があることは認識しているが、小平市の被保険者から出産育児一時金を増額してほしいといった要望はいただいている。市議会議員の皆様からは、何度も出産育児一時金を増額してほしいという意見をいただいている。

委 員 : 出産育児一時金を超えた分の出産費用の支払いが難しい場合、補助はあるのか。

事務局 : 経済的な事情で入院して出産することが出来ない妊産婦の方には、出産費用を助成する入院助産制度があり、前年の所得税額に応じて、出産育児一時金とは別に、出産費用が補助される。入院助産の利用にあたっては、市にご相談いた

だくことになる。

委員 : 他市の状況を調査していないとのことだが、出産育児一時金の上乗せ額を4万円とした根拠はあるのか。

事務局 : 国の調査で、令和元年度の出産費用の全国平均が46万円となっており、その数値を参考にしている。

また、他市の病院での具体的な出産費用は把握していないが、出産育児一時金の支給額については、東京都内で小金井市のみ45万円としていることは把握している。平成30年度の都道府県化に伴い、出産育児一時金を都内で統一して増額すべきとして、東京都に要望を上げていたが、状況の進展が遅いことから、市として財源を確保したうえで増額することとした。

委員 : 東京都内では小金井市のみ出産育児一時金が45万円で、それ以外の市は42万円ということでよいか。

事務局 : 出産費用の中に、産科医療補償制度の掛け金12,000円を含め、それ以外の市は、一律42万円を支給している。

委員 : 出産育児一時金増額の取り組みをどのように市民に告知し、また、他市に広報するのか。

事務局 : 出産育児一時金の増額は、令和5年1月1日以後の出産が対象となるが、出産した世帯の世帯主宛に個別に、差額4万円の支給申請書を送付する。さらに、市報等での告知や病院への連絡を予定している。他市については、ホームページでの発信や、課長会等での情報提供を予定している。

委員 : 意見になるが、出産した方への通知だけでなく、これから出産する方に対しても、小平市は出産育児一時金が4万円追加で支給されるということを告知できれば、小平市で出産して良かったと思ってもらえることができるので、周知をしっかりと行ってほしい。また、他市に発信することで、他市に住む方が、小平市は子育てに力を入れているということで、人口増加が望まれるということと、他市も小平市に倣って出産育児一時金を増額しようという、良い流れになると考えるので、他市への告知にも力を入れてほしい。

また、出産育児一時金の増額は非常に良い取り組みなので、46万円ではなく、60万円程度を目指してほしい。

会長 : 「出産育児一時金の増額について」、「原案を適当と認める」と答申することに賛成の方の挙手を求める。

<挙手全員>

会 長 : 挙手全員。よって、本諮問事項、内容、改正の時期について、「原案を適当と認める」と答申することに決定する。

## (2) 税率改定について

委 員 : 東京都が示す標準保険料率に、小平市は17年かけて合わせるという認識でよいのか。

事務局 : 小平市は、法定外繰入金を17年間で解消することとしている。標準保険料率は、その保険料率に近づけることで、法定外繰入金を解消できるというもので、年度によって変動がある。

委 員 : 令和4年度の国保だより特別号3面「表3 令和4年度小平市の税率と標準保険料率」に標準保険料率の記載があるが、これは令和4年度としての標準保険料率なのか、将来的な17年後の標準保険料率なのか。また、同じく国保だより特別号3面に「令和4年度は、この差(赤字分)およそ12億円を一般会計からの繰入金と国保運営基金を投入して補い、事業費納付金を支払っています」との記載があるが、一般会計からの繰入金と国保運営基金の投入で、12億円を補うことが財政上できるのか。

事務局 : 国保だより特別号に記載されている標準保険料率は、令和4年度に東京都から示された標準保険料率である。令和4年度の標準保険料率を、税率改定前の小平市の保険税率で割り返すと、31%程度かい離がある。標準保険料率は、年度ごとに変動するため、市民の方の誤解を招かないよう、年度を記載するなどして対応していきたい。

赤字を補うため一般会計から繰り入れる法定外繰入金は、これ以上増やすことができないため、小平市は、令和元年度末に4億円近く残高があった国保運営基金を、17年間で取り崩しながら対応すると運営協議会の場などで説明してきた。令和4年度予算においては、12億円の赤字を補うため、国保運営基金のほぼ全額を取り崩しており、本来であれば1億から2億円程度基金残高があるべきところ、残高が158万円になってしまうなかで、予算の収支のバランスをとることが出来た。

委 員 : 資料2③「令和5年度国民健康保険税試算対比表 国保税の(医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分)」の介護保険分は、第2号被保険者分か。

事務局 : 介護保険分は、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者分の保険料である。

委 員 : 資料2③、④には、介護保険第1号被保険者分は含まれていないか。また均等割に設定された金額に根拠はあるのか。

事務局 : 資料2③、④には、介護保険第1号被保険者分は含まれていない。

均等割額は、加入者全員に一律にかかる保険税で応益分と呼ばれ、所得割額は加入者の前年中の所得に応じてかかる保険税で応能分と呼ばれる。都道府県化前の国の基準では、応能分と応益分を50：50に設定すると示されていたが、都道府県化後は、東京都が示す標準保険料率に近づけるよう均等割額の金額を設定している。

委員：意見として述べる。これまで各都道府県の自治体の国民健康保険運営協議会に委員として参加しており、その資料の中で、東京都は法定外繰入金の割合が高いと感じていた。委員として参加していた自治体の中には、法定外繰入れを行っていない自治体もあり、法定外繰入金の割合が高い状況は解消してほしい。小平市は、前回の税率改定が、運営協議会では承認を得られたが、議会で否決されたとのことであったが、一般会計から繰り入れるということは、常に借金をしながら運営をするという財政状況になるので、将来的に国民健康保険の運営を安定させるためにも、皆様のご理解をいただいた上で、解消に向けて取り組みを進めていただきたい。

委員：前回の税率改定が否決され、今回の税率改定はその分改定幅が上がっている。出産育児一時金の増額などを進めるのはよいが、財源が無い状態で一般会計から繰り入れるとなると、我々サラリーマンは、支払った税金が国民健康保険に使われてしまうことになる。健康保険組合は、保険料の中で全てやりくりしているが、国民健康保険は、所得の低い方が加入されていることは承知しているが、医療費100億円に対して、保険税収入が20億円とすると、残りの80億円は一般会計繰入金などの財政支援に頼ることになる。我々市民としては、市に税金を支払っているが、自分の健康保険組合には保険料を支払い、居住している市からは一般会計から繰り入れられて国民健康保険の医療費を賄っているという、二重の負担になってしまう。現役世代が加入する健康保険組合は、引退した方である前期高齢者の医療費を、財政調整として賄っていることは理解しているが、計画的に税率を上げていかなければ、国民健康保険は破綻してしまう。これは、小平市だけではなく、国の医療保険制度全体の話である。小平市の国民健康保険運営協議会は、医師や薬剤師など医療の専門家が参加するなかで、ジェネリック対策や健診対策などを議論していく場であって、諮問機関としての組織であることは理解しているが、全体を見ることが出来ないなかで、そこだけ議論しても、我々が解決できる話ではない。いわゆる政治家が、国の健康保険をどうしていくのかというところに話が及ばないと解決できないと考える。

委員：前回の税率改定が否決された原因は。今回の税率改定は、どのように提案すれ

ば市議会の納得を得られると考えているのか。

事務局 : 前回の税率改定の否決にあたり、市議会からは、コロナ禍の状況もあり立ち止まってみるべきで、国保運営基金で対応できないのか、という意見があった。今回の税率改定に当たって重要な点は、令和4年度予算において国保運営基金のほぼ全額を取り崩していることにある。国保運営基金に残高がなく、医療費や事業費納付金が上がりに続ける状況では、令和5年度の予算を編成することができず、法定外繰入金をさらに増やすことになる。このように前回の税率改定とは、状況が大きく変わっていることをしっかり市議会に説明していきたい。

委員 : 市議会に提出する議案の順番は。今回の運営協議会のように、出産育児一時金の増額について議論した後に、財源が不足するため税率を改定するでは、議論が成り立たないのではないかと。

事務局 : 市議会では、補正予算を審議した後に、条例を審議するという流れになる。出産育児一時金の増額は令和5年1月1日から施行を予定しており、令和4年度の補正予算で対応する。令和3年度の税収が堅調であり、令和4年度に繰り越すことができる金額が増えたため、これを財源とする予定である。条例の審議においては、出産育児一時金の増額と税率改定は同じ条例になるため、一緒に審議していただくことになる。条例の改正が可決されれば、出産育児一時金の増額と税率改定は同時に成立し、否決されればどちらも成立しないこととなる。

委員 : 参考資料3「繰入金の推移」の中で、令和3年度以外に、平成26年度にも国保運営基金から繰り入れがあるが、この要因は。

事務局 : 平成26年度の繰り入れについて詳細は把握していないが、基本的には、保険税の収入が不足した場合に、一般会計からの繰り入れと国保運営基金の取り崩しで対応することになる。平成26年度は、保険税の税収と一般会計からの繰り入れでも不足が発生したため、国保運営基金を取り崩したと考える。

委員 : 先程、一般会計から繰り入れず、国保税のみで運営している自治体もあるとの話があったが、小平市と同規模の自治体で、そのような例はあるのか。

事務局 : 都道府県レベルでは、東京都や沖縄県が、一般会計から多額の繰り入れを行っている。東京都は所得水準が高く、一般会計から繰り入れる余裕があるが、他県は、一般会計から繰り入れる財源が無い現状にあり、高い保険税率、もしくは標準保険料率を設定していることになる。小平市と同規模の自治体については、今後、資料があれば用意したい。

委員 : 自身が運営協議会委員を務めた東松島市では、震災の影響で財源が無く、国保税のみで運営せざるを得ない状況であった。小平市を否定するわけではないが、財源があるから一般会計から繰り入れることができているが、一般会計の財源は、国民健康保険に繰り出さなければ他のことに使えるものなので、国民健康

保険は、加入者の保険料で賄い、一般会計からの繰り入れを行わない健全な財政運営を行うべきで、課題を後回しにすると次の世代に制度を残すことができず、国民健康保険の破綻となってしまう。委員の皆様は、真剣に考えていただいていると考えているが、意見として申し上げる。

委員：意見として申し上げる。自身が、大学の専任教員をしていた時に、健康保険組合の被保険者であったが、退職間際になって、財政状況の悪化から健康保険組合の解散が報道されていた。退職後、国民健康保険に加入してからは、国民健康保険も非常に厳しい財政状況にあることを認識した。健康保険組合も国民健康保険も、どちらも厳しい状況にあるのであれば、国や都道府県は余裕があるのであれば、また軍事費に費やすのであれば、子ども達の健康のためにも、医療保険制度に費やすべきではないのか。医療保険制度は、政治と大きく関係してくるので、もう少し大きな視野で医療保険制度を見ていかなければならないのではないのか。このまま保険税率を上げ続けていけば、制度は残るが人が死ぬことになるのではないのか。

会長：皆様に質問やご意見をいただいたが、税率改定を行うことにご賛同をいただける意見が多かったように思うが、よろしいか。

委員：税率改定を行うことに賛同する意見が多かったようには思えない。このまま採決すれば、挙手多数になると思うが、私は胸をはって挙手することはできない。

会長：無理に挙手する必要はないが、市長から諮問された以上、運営協議会として答申する必要があり、明確に反対意見がなかったことから、賛同が多いと発言した。

委員：令和4年度からの税率改定が市議会の承認を得られず、仮に令和5年度からの税率改定も実施しない場合は、さらに一般会計からの繰り入れが増えてしまう。私は、税の負担公平の観点から、税率改定には賛成せざるを得ないと考えている。

会長：税率改定について、明確に反対意見があればお願いしたい。

委員：私は、税率改定に反対である。諸々の物価が上がっており、生活の安定は得られていない。買い物を控えてはいるが、年金から水道光熱費や保険料を引くと、ほとんど残らない。出産育児一時金を上げることに對しては賛成であるが、何か他の無駄を削りながら、税率を上げないでいく方法はないかと考えている。

委員：今そのようなことを言っているわけではなくて、税率改定に賛同するかどうかであって、収入があるかどうかは、政治が決めることで我々が決めることではない。収入が無いから税率改定には反対するのはいいが、この運営協議会で議論すべきことは、市長から諮問を受けた出産育児一時金の増額と税率改定について賛成す

べきかどうかである。自分のことを話すのは意味がない。必要なことだけを議論すべきである。

会 長 : 運営協議会は重要な会議なので、議論に参加していただきたい。

委 員 : 私たち皆、一人一票ずつ投票権をもっていて、税金も支払っている。一生懸命、朝早くから遅くまで働いている。そういう人たちの意見を代表して発言したつもりである。私の発言は回りくどいかもしれないが、一人一人の人間を尊重して、発言を聞いていただきたい。

会 長 : 皆様にご質問やご意見をいただき、税率改定はやむを得ないという意見と、税率改定には賛成しかねるという意見をいただいた。運営協議会としては、市長から諮問された事項について、承認するか承認しないかを答申しなければならないため、「税率改定について」、諮問事項、改正の時期について「原案を適当と認める」と答申することに賛成の方の挙手を求める。

<挙手多数>

会 長 : 挙手多数。よって「税率改定について」、諮問事項、内容、改正の時期について「原案を適当と認める」と答申することに決定する。

本日、皆様からそれぞれの立場でいただいたご意見をまとめて、答申案を作成し、次回、皆様に確認をいただき、意見をいただきたいと思います。次回の会議で答申案をご確認いただくことに了承いただけるか。

<異議なし>

会 長 : それでは、特にご異議がないので、この議題は終了することとする。

## 議題2 その他

事務局 : その他の議案はございません。

以上